

令和8年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和8年8月4日(火) 午後1時30分～午後2時14分
場所	もくせい会館3階 301・302 会議室
委員 出席者	田中 愛誠(会長)、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、板垣 和生、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、佐藤 真史、杉本 芳江、小川 肇、佐々木 克治、波多野 嗣久、川口 貴枝、萬沢 明(副会長)、濱中 供子、半澤 比呂美、宮崎 昭夫
事務局 出席者	田村福祉保健部長、井上社会福祉課長、矢ヶ崎障害福祉課長、神田介護福祉課長、大川福祉保健部主幹、金子福祉総務係長、有沼福祉総務係主査、石川福祉総務係主査、大久保福祉総務係主事、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、今瀬高齢者支援係主査、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

[事前配布資料]

- ・事前資料1 福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系・骨子の検討
- ・事前資料2 令和8年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配布資料]

- ・資料1 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第10期) 骨子(案)

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第3回福生市地域福祉推進委員会を開会します。本日は大変お忙しい中、当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は福祉保健部長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、小川恵子委員、野村委員、田村委員、大戸委員が御都合により御欠席される旨、事前に御連絡いただいております。

2 会長挨拶

～会長から挨拶～

3 議題

(1) 福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の骨子案について

会 長： 議題(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系・骨子の案について、御説明いたします。事前資料1を御覧ください。

初めに、この資料の構成について御説明いたします。

一番左側の列が、令和6年度から8年度までの、現行計画である「福生市障害者計画・

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」となっております。

この列には、福生市の現行計画の基本目標1から、裏面以降に基本目標4までの体系を掲載しております。

その右側が、見出しにございますとおり「国・市の方針」で、国の「第5次障害者基本計画」の概要、及び資料1枚目の裏面の下段に「市の方針」として、現行の「第5期福生市総合計画（後期）」に規定されている障害者施策に関する事業指標を記載しております。

国の「第5次計画」は、令和5年3月に策定されたもので、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、国が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられるもので、令和5（2023）年度からの5年間を対象とする計画でございます。

「国・市の方針」の列の右側の列が「都の方向性」でございまして、「東京都障害者・障害児施策推進計画」における計画の方向性について記載しております。

国及び東京都の計画と福生市障害者計画の関連ですが、福生市が策定する次期計画は、国及び東京都が策定した上位計画のほか、市の総合計画などの関係する他の計画の内容も踏まえつつ、福生市の障害者施策を総合的に推進していくものでございます。

都の方向性の列の右隣が、「福生市の課題」でございます。

こちらは、令和7年度に実施した生活実態調査に基づき、福生市の課題として掲載いたしております。

さらにその右隣が、「福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の体系（案）」でございます。

なお、こちらは、あくまでも現時点における体系の“案”でございまして、施策の方向や具体的な施策につきましては、特に具体的な施策などは、今後、策定作業を進めていく中で、整理・変更となることが想定されますことから、あくまでも「イメージ」と御認識いただければと存じます。

さて、次期障害者計画の体系・骨子の検討について、内容も多岐にわたりますため、国の方針や東京都の方向性について、要点、特に次期計画に新たに反映される部分を中心に説明させていただきます。

資料1枚目の表面、左側から2列目の「国・市の方針」を御覧ください。

冒頭に御説明申し上げた国の「第5次障害者基本計画」の概要でございます。概要以下11の分野で各論の内容が構成されております。

国の「第5次障害者基本計画」は、令和5年度から9年度までが計画期間であることから、本資料の国の方針につきましては、現行計画策定時と内容的な変更はございません。

資料1枚目の裏面にまいりまして、同じ列の下段に記載がございます「市の方針」ですが、こちらは「第5期福生市総合計画（後期）」より、障害者及び障害児に関する事項を抜粋して記載しております。

「総合計画（後期）」において、施策推進の基本事業として、No.33「障害者（児）福祉の充実」では、「障害者（児）が地域で自立した生活を送り、居場所を得られるように、

福祉人材の確保、事業者等との連携、相談支援体制の強化等を通じて、生活介護サービスや共同生活援助サービス、放課後等デイサービスをはじめとする各種事業を安定的に展開していく」旨が謳われております。

また、No. 34「障害者（児）の社会参加の促進」では、「障害者（児）の自立と社会参加」を課題としております。障害者の就労については、企業に就職しても早期に離職してしまうなど、就労継続は依然として課題の一つとなっております。

就労後も継続して支援が受けられるよう、障害者自立生活支援センター「すてっぷ」による社会参加や、就労に関する相談支援など、障害者（児）が社会参加に取り組めるよう、機会や場の提供に努めるとしてしております。

次に1枚目の表面にお戻りいただきまして、左から3列目、「都の方向性」を御覧ください。

こちらは、「東京都障害者・障害児福祉計画」でございます。基本理念ⅠからⅢ及び施策目標ⅠからⅤまでで構成されております。

上段、「目標達成のための施策と取組」の施策目標Ⅰ「共生社会実現に向けた取組の推進」のうち1「障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組」の中で、主な計画事業として「心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援」、「ヘルプマークの推進」を実施するとしております。

福生市におきましても、社会や環境にある様々なバリアをなくしていくための普及啓発や、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が援助を受けやすくなるよう、ヘルプマークの普及を図ってまいりたいと考えております。

資料1枚目裏面の中段を御確認ください。

施策目標Ⅱ「地域における自立生活を支える仕組みづくり」の6「安全・安心の確保の計画事業」として、「災害時要配慮者対策の推進」と記載しております。

令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務とされるなど、要配慮者の避難支援等の強化が図られており、東京都は、「広域的な立場から要配慮者支援体制の整備に取り組む区市町村を支援する」としております。

福生市におきましても、要配慮者対策の推進を計画に反映し、積極的に事業展開をしてまいりたいと考えております。

1枚目の表面にお戻りいただきまして、ここからは、「福生市の課題」について御説明いたします。

上段にございます基本目標1（1）「相談体制・情報提供の充実」では、障害者生活実態調査の結果を踏まえて、基幹相談支援センターの機能強化など、更なる相談支援体制の充実を検討していきたいと考えております。

中段にございます（3）「障害福祉サービスの充実」では、必要なサービスの利用体制確保が課題であり、介護・福祉人材の不足が叫ばれている今般の状況から、必要なサービスの提供体制確保のための事業者支援策につきましても、検討してまいりたいと考えております。

1枚目の裏面にまいります。基本目標2(2)「切れ目のない障害児サービスの充実」では、子どもの成長に伴うライフステージの変化により、関係機関が変わることによって障害福祉に関して得られる情報量が変わり、必要な手続きが滞ってしまうなどの課題がありました。このため、特別支援学校卒業後も障害福祉サービスに関する情報が切れ目なく得られるような支援の在り方を検討してまいります。

続きまして、資料2枚目の表面にまいります。基本目標3(3)「外出支援施策の推進」では、多様な移動手段を利用しやすい環境の整備が課題としております。

同行援護や行動援助、移動支援など、障害者の外出活動を支援するサービスは様々ございますが、事業者からは、担い手が足りないとの切実な声も聞かれます。

このため、先ほどの「障害福祉サービスの充実」と重複いたしますが、障害者の外出を支援する事業者に向けた支援策を検討してまいります。

続きまして、資料2枚目の裏面へまいります。

基本目標4(4)「地域移行・地域定着の支援と促進」では、障害のある人の地域移行・地域定着を支えるため、当事者や家族への相談支援体制の更なる充実が課題でございます。関係機関とのネットワーク強化等を検討してまいります。

以上、説明が長くなりましたが、これらの国や都、市の方針と障害者生活実態調査等から得られた福生市の課題を踏まえて次期計画の体系案をお示しするものでございます。

これまで縷々御説明いたしました内容を、次期計画にどのように反映させるか、今後、有効性、実現性、効率性等を検証しながら、施策の方向や各施策を掘り下げて検討してまいります。

また、第1回地域福祉推進委員会でお示しいたしました国の指針や成果目標、活動指標につきましても、今後それぞれ設定していく予定です。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

会 長： 御意見等がありますか。

委 員： 4ページ目の福生市の課題(4)「地域移行地域定着の支援と促進」について、関係機関との連絡体制に関する説明がありましたが、関係機関というのは、具体的にどのような機関が挙げられますか。

事務局： 関係機関につきましては多岐にわたっており、一例を挙げますと、保健所や病院、又は地域の生活を支える計画相談支援事業所などが想定されます。

以上でございます。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 要望を1点述べさせていただきます。

1ページ目の基本目標1「障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり」では、福生市の課題として(2)「権利擁護体制の確立」、(4)「意思疎通支援の充実」が挙げられており、特に「権利擁護体制の確立」の中には、意思決定支援を踏まえた相談支援、その他に成年後見制度や日常生活自立支援事業等の取組の充実というのものが挙げられています。

今はまだ骨子の検討の段階で、それぞれの詳しい内容はこれから協議を重ねていくと思いますが、福生市にあるそれらの課題に対応し、目的を実現するために、厚労省が示

している意思決定支援のガイドラインに基づいて、実際に福生市ではどのように取り組むのか、施策の体系の中に具体的に盛り込んで実現に向かっていってほしいと思います。よろしくお願いします。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： ２ページ目の体系（案）の（３）「外出支援施策の推進」について、施策に「移動支援の実施」と記載がございますが、福生市内で移動支援を行っている事業所の数を教えてください。

私の施設では、入所されている利用者の外出の機会を充実させるために動いており、個別で職員を設定したりもしていますが、支援を行っている事業所の数が少なく、地域での外出が難しい現状があります。市内では数が少ないという話も聞きますので、実際の数を知りたいです。

事務局： 移動支援の事業所については、「市内で居宅介護の指定を受けている事業所」が対象となりますが、今手元にデータがございませんので、次回の委員会での回答とさせていただきます。

また、市内の事業所は数が少なく、移動支援に関して、市内の事業所のみでは対応が難しい現状もありますので、市外の事業所についても数をお伝えできるようにいたします。

以上でございます。

委 員： わかりました。

単価が低く、人件費も年々増えていく中で、報酬単価等、市でも何か対応を検討していただければと思っております。よろしくお願いします。

会 長： その他、御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（２） 福生市高齢者福祉計画・福生市介護保険事業計画（第 10 期）の骨子案について

会 長： 議題（２）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、福生市高齢者福祉計画・福生市介護保険事業計画（第 10 期）の骨子案について、御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

本資料は、一番左の列が現行の第 9 期計画の基本理念、及び基本方針・施策の方向性でございます。こちらの内容につきましては、現行計画の策定中に本委員会にて御説明しておりますので、省略させていただきます。

高齢者福祉計画、及び介護保険事業計画は、介護保険法の規定により一体のものとして策定することとされておりますが、左から 2 列目には、国の方針として、主に介護保険事業計画策定における基本指針が提示されております。

分量が多いため抜粋して説明いたします。

1 点目が「介護サービス基盤の計画的な整備」でございます。本項目では都道府県と市町村は 2040 年度を見据えた上で中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めたサービス提供体制の在り方を検討する旨が提示されています。

2点目が、「地域包括ケアシステムの深化」でございます。地域包括ケアシステムの深化につきましては、第9期より国から提示されており、福生市でも既に現行計画の基本理念として取り入れた上で、各施策を展開しているところではございますが、第10期計画では、さらに切れ目のない支援が提供可能な地域づくりや虐待防止の推進、介護予防と地域の支えあいを一体的に実施する拠点の整備・運営等について記載されています。

3点目が、「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等」でございます。主に都道府県が主体となって、介護人材不足の解消に向けた取組案を提示することや、昨今増えている外国人人材の受け入れ整備について記載されております。

次の列に移ります。こちらの列は、国の指針や昨年度実施して御報告申し上げた「高齢者生活実態調査」より分析された、高齢者を取り巻く「福生市の現状・課題」でございます。現行計画の「施策の方向性」に寄せる形で分析結果をまとめております。

1点目が「地域社会への参加・生きがいの推進に関すること」についてでございます。本項目では、「地域活動や社会参加に気軽に参加できる仕組みづくりが必要である」ことや、高齢者の増加に伴いライフスタイルも多様化していることから、「その人が希望する形で、生きがいを持って活動できる環境づくりが必要である」という分析となっております。

2点目が「介護予防・健康づくりに関すること」についてでございます。本項目では、ADL（日常生活動作）の低下に伴う外出控えの方が増加傾向にあることから、「介護が必要となる前からの健康づくりや、運動・栄養・口腔等を含めた包括的なフレイル予防が必要である」ことや、現行計画に引き続き、「認知機能やこころの健康維持を促進するとともに、状態の変化に早期に気づき、必要な支援につなげていくことが重要である」という分析となっております。

3点目が「身近な相談先・体制に関すること」についてでございます。本項目では、高齢者が増加する中で、周りに頼れる人がいない孤立化した高齢者等に対しての「必要な時に適切な相談先や支援につながるができる地域づくりが必要であること」や、障害や貧困など複合的な要因で課題を抱える高齢者を支えるために、「関係機関や地域住民等が連携し、複合的な課題を抱える高齢者を地域全体で支える支援体制の充実が必要である」という分析となっています。

4点目が「見守り・孤独・安心安全に関すること」についてでございます。本項目では、調査対象者の世帯構成のうち、約7割が「高齢者単身世帯」、もしくは「高齢者のみの世帯」であったことから、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り支援の充実が必要である」ことや「安全・安心な生活を支える取組の充実が必要である」という分析となっております。

5点目が「在宅生活支援の充実に関すること」についてでございます。本項目においては、介護保険サービス以外の日常生活に課題を感じている高齢者が多いことから、「介護保険サービスでは補いきれない生活課題に対応した生活支援の充実が必要である」ことや高齢者のスマートフォン普及率は前期高齢者を中心に伸びておりますが、その一方で多機能すぎて使いこなすのが困難であるという意見もあることから、「スマートフォンの習熟度を高めることがデジタルデバイドにおける情報格差の解消のために重要である

という分析となっております。

6点目が「認知症の理解促進に関すること」についてでございます。実態調査では、認知症の項目が少なく課題に結びつきづらいですが、令和6年1月1日に認知症基本法が施行され、国や都の認知症に関する計画からも、継続的に「認知症の正しい理解を広げるだけでなく、認知症のある人に関する理解を深め、地域全体で認知症の人や家族を支える意識の醸成が必要である」という課題があります。

7点目が「認知症高齢者と家族の支援に関すること」についてでございます。本項目では、認知症状への対応に不安を抱える介護者が依然としてあることから「認知症のある人や家族介護者への支援の充実を図ることが必要である」ことや「認知症のある人の意思や権利を尊重した支援の推進が必要である」という分析となっております。

8点目が「介護保険事業に関すること」についてでございます。本項目では、現在介護事業所においては職員の高齢化、人材不足等や経営面での課題が多く見られることから、「適切な事業運営に係る課題解決を支援し、持続可能なサービス提供につなげていくことが必要である」ことや、経済的な理由など、介護サービスの利用につながりにくい状況があると考えられることから、「介護保険サービスを必要とする人が適切に利用できる環境づくりを進める必要がある」という分析となっております。

最後に9点目が「介護を支える地域づくりに関すること」についてでございます。就労しながら家族介護を実施している介護者の多くが、勤務時間を調整しながら仕事と介護を両立している現状があることから、「仕事と介護の両立を支援するとともに、家族介護者の負担軽減に向けた取組が必要である」ことや、家族介護者の中には経済的な理由で介護保険サービスを使わない方も見られることから、「家族介護者が介護を一人で抱え込むことなく、必要な相談や支援を受けながら介護を継続できる体制づくりが必要である」という分析となっております。

以上が高齢者生活実態調査から見てきた福生市の現状・課題となります。

こうした国の方針や調査分析を踏まえた上で、第10期計画の基本理念・基本方針等の体系案が一番右列になります。

まず「基本理念」についてでございますが、基本理念は現行計画と同様の「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの深化・推進～」といたしました。これは国の基本方針が第9期計画と大きく変更することがなく、現状の福生市における高齢者施策においても重要な理念と捉えているためでございます。

また、「基本方針」につきましても、基本理念に沿う形として現行計画と同じ方針で施策を実施していく方向で考えております。

最後になりますが、「施策の方向性」につきまして変更している個所がございますので、変更点について御説明いたします。

1点目が、(2)「介護予防の推進」でございます。現行計画では「健康寿命の延伸」としておりましたが、「健康寿命」を用いている計画が、国、都を確認しましてもデータヘルス計画などの健康分野で多く扱われており、介護分野におきましては、介護予防やフレイル予防との表記が多いことから、表記を合わせたものでございます。

2点目が、(3)「地域包括支援センターを中心とした地域の相談・支援体制の充実」で

ございます。現行計画では「地域包括支援センターを中心とした連携」としておりましたが、新たに「地域の」と入れることで、民生委員や介護予防リーダー、地域住民など、多様な主体が役割を担いながら支える体制まで含めたく、記載を変更しました。

以上が第10期計画の骨子案についてでございます。施策の方向性に沿った形での個々の施策につきましては、次回第4回地域福祉推進委員会の際にお配りする予定の、計画素案の御審議の際には、施策を掲載した状態での冊子の配布を予定しております。

説明は以上でございます。

会 長： 要望を1点述べさせていただきます。

福生市の現状・課題の(5)在宅生活支援の充実に関することの部分で、デジタルデバインドについて触れており、「スマートフォンの習熟度を高めることが必要である」と記載がございます。

最近は、クーポン券等に関する申請もスマートフォンからやることを前提としているものが多くなってきていますが、60代くらいの方でも、電話番号の認証から、全てスマートフォンで対応するということは非常に難しく、難易度が高いという認識があるようです。

多くの方が参加できるような形を積極的に推進していただけるとより良いと考えております。御検討よろしく申し上げます。

事務局： 市では令和5年度から令和7年度まで、デジタルデバインド対策の一環として、スマートフォン未所有者向けの高齢者スマートフォン貸与事業を実施しておりました。

また、貸与事業と並行して、東京都が実施している高齢者スマートフォン普及啓発事業を活用したスマートフォン相談会や座学型のスマートフォン教室を、市役所や福祉センターで実施しておりまして、非常に好評です。

高齢者の方のスマホ所有率が9割近くになっている現状を鑑みまして、今後はスマートフォンの習熟度を高めるための相談会や教室を計画に盛り込んでいきたいと思っております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。事務局にお返しします。

4 その他

(1) 令和8年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： 事前資料2の「令和8年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録」を御確認ください。こちらは前回の7月13日(月)に開催しました、第2回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。

おおむね8月12日頃に福生市ホームページにおいての公開を予定していますので、お気づきの点等ありましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せいただければと思います。よろしく申し上げます。

(2) 令和8年度第4回福生市地域福祉推進委員会の開催について

事務局： 第4回福生市地域福祉推進委員会は、令和8年9月24日(木)午後1時30分から、

会場はこちら、もくせい会館 3 階 301・302 会議室を予定しています。皆様の机上に通知を御用意いたしましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いします。

5 閉会

事務局： 以上で終了します。ありがとうございました。

(午後 2 時 14 分 閉会)